

振動規制法による地域の指定

文京区告示第七十一号

平成十五年三月三十一日

文京区長 煙山 力

振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)第三条第一項の規定に基づき区長が指定する地域は、次のとおりとする。
なお、関係図面は、文京区資源環境部環境対策課に備え置いて一般の縦覧に供する。

文京区の全域

付 則

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。